

2023年度 京都西山短期大学における「新型コロナウイルス感染症」への対応について (お知らせ)

京都西山短期大学

新型コロナウイルス感染症は、2023年5月8日から「感染症法」上の5類感染症に位置付けられることとなります。これに伴い「新型コロナウイルス等対策特別措置法」に基づく措置が終了します。

本学では、2023年度より文科省からの「令和5年4月1日以降の大学等におけるマスク着用の考え方の見直しと学修者本位の授業の実施等について(周知)」を基に、授業や課外活動をはじめとする諸活動は、特に制限を設けずに平常時通りとし、活動制限レベルを「レベル0」とします。

しかしながら、「新型コロナウイルス感染症」は収束していません。感染対策については、時や場合、場所など個人で判断し策を講じてください。

なお、2023年度における感染対策について、以下のとおりお知らせしますので、適切に行動してください。

<基本的な感染対策について>

1. マスクの着用について

「マスク着用」は任意とし、個人の判断に委ねることとします。

ただし、実習など課外活動の際に、訪問先でマスクの着用が推奨される場合においては、訪問先や教職員の指示に従ってください。

2. 手洗い(手指消毒)の実施

手洗い(手指消毒)を実施してください。キャンパス内に消毒液を設置しています。利用してください。

3. 換気をお願い

教室ではこまめな換気にご協力ください。空調機での換気を行っています。合わせて窓を開け空気の入替えをお願いします。

4. 体調不良時は自宅療養をしてください。

新型コロナウイルス感染に限らず、体調不良時は自宅で療養してください。

5. 新型コロナウイルスに感染した場合

教学課まで報告してください。療養・待機期間中にメール等で本学へ申し出ることも可とします。5月7日までは濃厚接触者となった場合も同様とします。

6. 新型コロナウイルス感染再拡大時の対応

その状況によって、対策を一時的に求めます。